

令和4年6月

同志社大学 教務担当者 様

農林水産省神戸植物防疫所

### 国際郵便物での植物類の持ち込みについて

常日頃、植物検疫にご理解ご協力いただきましてありがとうございます。

植物を加害する病害虫などの侵入を防ぎ、国内の農作物及び緑の資源を守るため、植物防疫所では、外国から送られてくるすべての植物、植物生産物等について検疫を行っています。

近年、在留外国人の増加や電子商取引を利用した国際郵便物の増大等を背景に郵便物の検査件数は増加しており、植物防疫法の規定に違反して送られてくる植物等も増加しています。

増大する郵便物に対する植物防疫法に基づく検査を斉一かつ円滑に実施するため、輸入禁止品など日本へ持ち込めない植物等については、植物防疫官が、原則として、植物防疫法第9条に基づく廃棄を直ちに行いますので、ご理解ご協力をお願いします。

また、日本への持ち込みに際して輸出国政府機関により発行された検査証明書(Phytosanitary certificate)の添付が必要な植物について、検査証明書が添付されていない場合も廃棄の対象となります。

これまで、一部の郵便物については、受取人様からのご要望に従い、差出人への返送に応じて参りましたが、今後、返送は認められませんので、ご注意ください

つきましては、植物及び植物生産物を日本へ持ち込む計画のある教員、学生、研究員、留学生等の皆様へ広くお知らせ下さいますようお願いいたします。

お問い合わせ先  
神戸植物防疫所 業務部 種苗担当  
078-331-2376



農林水産省 植物防疫所

# 重要なお知らせ

国際郵便物について

輸入禁止品及び不合法品は、植物防疫法に基づき  
事前通知せず**廃棄**されます。



国際郵便物として輸入される植物について、  
検査の結果、以下のいずれかに該当すると判断され  
たものは、植物防疫法に基づき差出人、受取人に  
事前通知することなく直ちに**廃棄**されます。

## 1 輸入禁止品

- (1) 日本への持ち込みが禁止されている植物（裏面参照）
- (2) 土又は土の付着する植物
- (3) 検疫の対象となる病害虫

## 2 不合法品

- (1) 輸出国政府機関により発行された検査証明書（Phytosanitary certificate）の添付がない植物（裏面参照）
- (2) 検疫の対象となる病害虫が付着した植物



違法に輸入禁止品や植物を持ち込んだ場合は、植物防疫法  
に基づき**廃棄処分**となり、**3年以下の懲役**又は**100万円以下**  
の**罰金**が科せられる場合があります。

植物の病害虫 侵入警戒中

**MAFF**  
Ministry of Agriculture,  
Forestry and Fisheries  
農林水産省

# 農林水産省 植物防疫所



## 日本への持ち込みが**禁止**されている主な植物

- チチュウカイミバエやミカンコミバエが発生している国や地域からのほとんどの果実・果菜類（マンゴウやカンキツ類など）
- コドリンガが発生している国や地域からの殻付きクルミなど
- そのほか、日本未発生で世界的に被害が大きい病害虫が発生している国や地域からは、多くの植物の持ち込みが禁止されています。

詳しくは植物防疫所にお問い合わせください。



マンゴウ



カンキツ類



グアバ



トウガラシ



殻付きクルミ



## 検査証明書を必要とする植物

- 果実、野菜、穀物などのほか、切花、種子、苗木、植物を原材料とした加工品の一部も含まれます。
- こく類（コメ、アワ、トウモロコシ、ソバ、ムギ類など）、マメ類（ダイズ、アズキ、ピーナッツなど）、木材、カカオ豆、ゴマ、タマリンド乾果、コリアンダー、一部のドライフラワー・漢方薬・香辛料などは乾燥されたものであっても検査証明書の添付が必要です。

詳しくは植物防疫所にお問い合わせください。



コメ



アワ



ダイズ



ピーナッツ



タマリンド乾果

## 植物防疫所の主なお問合せ先

- 横浜植物防疫所 045-211-7153
- 門司植物防疫所 093-321-2601
- 名古屋植物防疫所 052-651-0132
- 那覇植物防疫事務所 098-868-2850
- 神戸植物防疫所 078-331-2376

植物防疫所のホームページはこちら

